

10年保存

秘

囲・無制限

平成24年7月20日から 平成34年7月19日まで

基監発 0720 第2号

平成 24 年 7 月 20 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

(契 印 省 略)

「自動車運転者の労働条件改善のための関係行政機関との通報制度の運用
について」の一部改正について

今般、国土交通省において、高速ツアーバス及び会員制バスの運転者の過労運転防止のため、平成24年7月18日付けで、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。)の解釈等を示した通達(平成14年1月30日付け国自総第446号・国自旅第161号・国自整第149号「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」)のうち、交替運転者の配置基準を定めた運輸規則第21条第6項の規定に関する部分を改正し、当該配置基準の暫定措置(以下「暫定措置」という。)として、本日から適用することとされたところである。

標記通報制度の運用については、平成元年3月27日付け基監発第9号「自動車運転者の労働条件改善のための関係行政機関との通報制度の運用について」(以下「内かん」という。)により指示しているところであるが、暫定措置を遵守することは、バス運転者の労働条件の向上にも資するものと考えられることから、内かんを下記のとおり改正し、本日から運用することとしたので、了知の上、効果的な実施を図られたい。

記

[Redacted content]

交替運転者の配置基準の暫定措置（※）

- 1 高速ツアーバス（高速道路（高速自動車国道法（昭和 32 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項に規定する高速自動車国道及び道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 48 条の 4 に規定する自動車専用道路をいう。）を経由する 2 地点間の移動のみを主たる目的とする募集型企画旅行として運行される貸切バスをいう。以下この項において同じ。）及び会員制高速バス（会費を支払った会員向けに一定期間乗り放題等の形態で提供される、高速道路を経由する 2 地点間の移動サービスのために運行される貸切バスをいう。以下同じ。）の夜間運行（最初の乗客が乗車する時刻又は最後の乗客が降車する時刻が、午前 2 時から午前 4 時までの間にある運行又は当該時刻をまたぐ運行をいう。以下同じ。）において、その一運行実車距離（利用者の乗車の有無に関わらず、利用者が乗車可能な区間として、旅行業者又は会員制高速バスの運営主体（以下「旅行業者等」という）が設定した起点から終点までの距離をいう。以下同じ。）が 500 k m を超える場合
- 2 高速ツアーバス及び会員制高速バス（以下「高速ツアーバス等」という。）の夜間運行において、当該運行を行う事業者が次の（1）から（4）までに掲げる取組について実施せず、又は（5）から（12）までに掲げる取組のうち 1 つも実施していない場合であって、その一運行実車距離が 400 k m を超える場合
 - （1）遠隔地において当該運行の乗務前又は乗務後の点呼を電話により行う際、当該運行を行う事業者が、共同運行事業者その他の事業者（以下「共同運行事業者等」という。）と点呼時の立会いに関する契約に基づき、当該共同運行事業者等の運行管理者又は補助者（以下「運行管理者等」という。）が運転者に立ち会っていること、当該運行を行う事業者の他の営業所の運行管理者等が立ち会っていること、又は I T を活用した点呼（運転者が所属する営業所に設置した装置（以下「設置型端末」という。）及び運転者が携帯する装置（以下「携帯型端末」という。）のカメラによって、運行管理者等が当該運転者の疾病、疲労等の状況を随時確認できると同時に、携帯型端末のカメラで撮影した画像及びアルコール検知器の測定結果によって運行管理者等が当該運転者の酒気帯びの有無について確認できるとともに、当該測定結果を運行管理者の営業所の設置型端末へ自動的に記録し、及び保存できる点呼をいう。）を行っていること
 - （2）当該運行の用に供される車両に道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 48 条の 2 第 2 項の規定に適合するデジタル式運行記録計を装着し、当該運行を行う事業者がそれを用いた運行管理を行っているとともに、デジタル式運行記録計の記録に基づく運転者指導を行っていること

- (3) 当該運行の運行計画において、当該運行の連続運転時間を概ね2時間以下とし、概ね2時間ごとに20分以上の休憩を確保していること
- (4) 当該運行を行う運転者の運行直前の休息期間が11時間以上であること
- (5) 当該運行を行う事業者が公益社団法人日本バス協会が実施する貸切バス事業者安全性評価認定制度に基づき、現に認定を受けていること
- (6) 当該運行を行う事業者が参加する安全運行協議会（「高速ツアーバスに係る安全運行協議会の設置について」（平成24年6月18日付け、国自旅196号）に規定する安全運行協議会をいう。）が設置され、運転者の過労防止策等の安全措置が適切に実行されていることについて、旅行業者のスタッフ又はこれに準ずる者による調査が行われていること
- (7) 当該運行を行う事業者が高速バス運転者の育成プログラム（組織として体系的にバス運転者を育成することを明記したプログラムであって、経験年数別に座学・実技を含む研修の実施を含むものをいう。）を有し、それに従い運転者の育成を行っていること
- (8) 当該運行を行う事業者が映像記録型ドライブレコーダーを用いて、運転者指導を行っていること
- (9) 当該運行の用に供される車両に、衝突被害軽減ブレーキを装着していること
- (10) 当該運行の用に供される車両に、車線逸脱警報装置を装着していること
- (11) 当該運行の用に供される車両に、居眠りを感知できる装置を装着していること
- (12) 当該運行の運行管理を行う運行管理者等が24時間にわたって運行中は営業所に常駐して運転者を支援する体制を敷いていること

3 高速ツアーバス等の夜間運行において、当該運行を行う事業者が上記2の（1）から（4）までに掲げる取組の全ての実施状況及び（5）から（12）までに掲げる取組のいずれかの実施状況について、旅行業者等が当該運行に係る予約の受付を開始するまでにインターネット上に公表しない場合であって、その一運行実車距離が400kmを超える場合

4 高速ツアーバス等の夜間運行について、1日の乗務時間（当該運行の乗務開始から乗務終了までの時間）が10時間を超える場合

※ 平成14年1月30日付け国自総第446号・国自旅第161号・国自整第149号「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の記の第21条の（6）の①のロからへに相当。